

**介護予防・日常生活支援総合事業における  
指定第1号通所事業通所型サービスA（基準緩和型）運営規程**

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人佛子園が開設する 三草二木 行善寺（以下、「事業所」という。）において実施する第1号通所事業（通所型サービスA）（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

（事業の運営）

第3条 通所型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 三草二木 行善寺
- （2）所在地 白山市北安田町 548 番地 2

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元

的に行うとともに、通所型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、管理者は管理業務に支障のない範囲で従事者を兼務することができる。

(2) 従事者 1名

従事者は、利用申込の相談及び心身状態の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導又は助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～金曜日 第1・第5土曜日 (日曜日除く)
- (2) 営業時間 8:30～17:00
- (3) サービス提供時間 9:00～17:00

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は18名とする。(通所介護含む)

(事業の内容)

第8条 通所型サービスの内容は、通所型サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション、創作活動
- (2) 機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) アクティビティ(介護予防) など

(利用料等)

第9条 事業者がサービス等提供したときの利用料の額は、厚生労働省又は白山市の定める基準による額とする。

2 事業者は、前二項の支払を受ける額その他、事業において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を利用者から受け取ることが出来る。

- ① 食事の提供に要する費用として1食につき600円
- ② オムツ代 1枚 100円
- ③ 施設のオムツを使用した際は、使用したオムツと同額等をいただきます。
- ④ 通常の事業の実施地域(白山市)を超えた地点から1kmごとに70円
- ⑤ その他、事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活におい

ても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させるのが適当と認められるもの

- 3 事業者は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 4 事業者は、前三項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### (通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、白山市とする。

- 2 通常の実施地域以外の利用希望者に対しては前項の限りではない。

#### (衛生管理等)

第11条 事業者は、感染症の発生およびまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行う。

- 2 従業者は施設・整備等の衛生管理に努める。
- 3 従業者は感染症の発生およびまん延防止のために必要な措置を講じるものとする。

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は通所型サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

#### (緊急時等における対応方法)

第13条 通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対するは通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、白山市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対するは通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した通所型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずる。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果に

ついて従業者に周知徹底を図る。

- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施する。
- 5 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当を設置する。  
虐待の防止に関する担当者：(三草二木行善寺 代表 速水健二)

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、通所型サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人佛子園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する